

公認心理師法案の「主治医の指示」条項は、 国民に不利益を生じさせます。

平成27年8月2日

日本臨床心理士養成大学院協議会

今まで国民は、専門家に心の相談をすることについて、福祉の支援を受けるのと同じように、自ら判断し、自由に決めることができました。

ところが、公認心理師法案の第42条の2項（※「主治医の指示」条項）が適用されると、現に医療を受けている国民は、専門家に心理的な相談をする場合、必ず主治医の指示を受けなければならないことになります。

つまり、国民は心理的な援助を自由に選べなくなり、援助の要否の判断さえもできないとみなされます。主治医が反対すれば、どのような心理カウンセリングも受けられなくなるからです。

例えば、自分の家族や対人関係の相談、自己の意思決定や重大な人権侵害をめぐる心の相談でも、主治医があれば主治医の指示が必要になります。専門家による心理相談の中立性は確保されず、医療に対しての第3者的な役割（臨床心理学的な助言等）を果たすことも、これからは不可能になります。

要するに、医療機関外の相談でも、主治医があるというだけで医療の一部とされるということです。しかし、医療の外での心理相談について、主治医がいちいち指示を出すこと自体、現実には困難ですので、大いに無責任なことになります。また、主治医の責任で行われるのであれば、何らかの医療保険等が適用されるべきですが、医療外の心の相談の費用を診療報酬等の財源で賄うことも現実的ではありません。

このように、公認心理師という国家資格ができることで、かえって国民の自由や人権を狭め、国民に対して責任ある心理臨床が行えなくなるのならば、そういう資格を作る意味がありません。

公認心理師法案の第42条の2項（「主治医の指示」条項）は、医療提供施設に限定するか、「指示」という文言を「指導」に修正すべきであると考えます。

※ 第42条の2項は、「公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない。」というものです。